

官報

號外 昭和十年三月十四日

○第六十七回 貴族院議事速記録第十六號

昭和十年三月十三日(水曜日)午前十時二十
四分開議

議事日程 第十六號

昭和十年三月十三日
午前十時開議

第一 請願委員長報告

第二 昭和十一年度一般會計歲出ノ財源
ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案

(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第三 昭和七年法律第一號中改正法律
案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第四 日本銀行納付金法中改正法律案
(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第五 臨時利得稅法案(政府提出、衆
議院送付) 第一讀會

第六 兵役法中改正法律案(政府提出)
(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 勞動者災害扶助法中改正法律案
(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 工場法中改正法律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

第九 鑄業法中改正法律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

第十 議院法中改正法律案(衆議院提
出) 第一讀會

第十一 長崎縣日島郵便局ニ電信電話
事務開始ノ請願

第十二 北海道、北鮮間ニ國費補助命
令定期航路開設ノ請願

第十三 第二期林野治水計畫實現促進
ニ關スル請願

第十四 財團法人日本少年指導會ニ對
シ國庫補助ノ請願

第十五 森林火災保險國營ノ請願

第十六 静岡縣榛原郡下川根村ニ登記
所設置ノ請願

第十七 林道開設助成ニ關スル請願

第十八 林野整備促進ニ關スル請願

第十九 最上川改修ニ關スル請願

第二十 戰公傷病死者並傷痍軍人ノ遺
族扶助料ニ關スル請願

第二十一 紀勢鐵道速成ニ關スル請願

第二十二 地方財政調整交付金制度設
立ノ請願

第二十三 愛知縣南設樂郡海老町ニ區
域

第二十四 矢島線鐵道速成ノ請願

第二十五 北海道江差、瀬棚間鐵道敷
設ノ請願

第二十六 函館驛改築ノ請願

第二十七 函館港修築ニ關スル請願

○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ報告ヲ致
サセマス

(角倉書記官朗讀)

一昨十一日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府
提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆
議院ニ通知セリ

昭和九年度歲入歲出總豫算追加案(第一
號)

昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加
案特第一號)

國際文化事業ニ關スル經費支辨ニ關スル
法律案

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

昭和八年度國有財產增減總計算書審査報
告書

兵役法中改正法律案可決報告書

勞動者災害扶助法中改正法律案可決報告
書

工場法中改正法律案可決報告書

鑄業法中改正法律案可決報告書

昨十二日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領
セリ

昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル
為公債發行ニ關スル法律案

昭和七年法律第一號中改正法律案

日本銀行納付金法中改正法律案

臨時利得稅法案

同日酒造組合法中改正法律案特別委員會ニ
於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

子爵大河内輝耕君

副委員長 男爵高崎 弓彦君

請願

第六十七回 帝國議會陸軍省所管事務政府
委員

陸軍省法務局長 大山 文雄君

○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ會議ヲ開
キマス、日程第一、請願委員長報告、委員
長酒井伯爵

(伯爵酒井忠克君演壇ニ登ル)

○伯爵酒井忠克君 第二回ノ御報告ヲ致シ
マス、第一回ノ御報告ヲ致シマシタル以後
ニテ、受領イタシマシタ請願ノ件數ガ三
百二十件ゴザリマスル、其連署人數ハ五十
五萬一千四百四十八名ゴザリマス、第一回
報告ノ際ニ、文書表ニ掲載セラレザリシモ
ノガ八件ゴザリマシタカラ、第一回報告後
ニ受領イタシマシタ三百二十件ト合シマス
ルト、合計三百二十八件ト相成リマス、右
ノ中請願文書表掲載件數ガ第五回、第六回、
第七回ノ三回ニ於キマシテ、二百三十七件、
此外ニ第一回報告ノ際ニ文書表ニ掲載イタ
シマシタモノノ中デ、審查未了ニ屬スルモ
ノガ百三件ゴザリマス、之ヲ合計イタシマ
スルト、三百四十件ト相成ル次第ゴザイ
マス、而シテ請願文書表報告ハ第五回、第
六回、第七回ノ三回、請願委員會ノ特別報
告ハ第三號、第四號、第五號ノ三回提出イ
タシテゴザイマス、請願委員會ハ二月十五

日、二月二十日……間違ヒマシタ、二月二十二日、三月九日ノ三回開會イタシマシテ、

其間ニ分科會ハ第一分科、第二分科、第三分科、第四分科トモ四回ツツ開會イタシテ居リマス、サウシテ委員會ニ於キマシテ、先程申述ベマシタ請願諸件ニ付キマシテ、慎重審查イタシマシタル結果ト致シマシテ、院議ニ付ベシト決シタモノガ六十二件、院議ニ付スルヲ要セズト決シマシタモノガ十九件ゴザイマス、右ノ十九件ハ第三十五號、第三十七號、第五十一號、第五十四號、第五十五號、第六十三號、第六十五號、第六十六號、第六十七號、第六十八號、第八十八號、第九十七號、第一百二十八號、第一百三十九號、第一百五十三號、第一百六十五號、第一百九十六號、第二百五十號、第二百六十六號、此中ニハ同一趣旨ノ請願ガ八件ゴザイマス、以上ノ審査ノ經過ニ付キマシテ詳細ノ事ハ、速記録ニ付テドウカ御覽ヲ願ヒタイト存ジマス、審査未了ノモノガ二百五十九件、尙ホ請願文書表ニ未掲載ノモノガ九十一件ゴザリマス、以上ハ昭和十年三月十二日午後四時締切迄ノ御報告デゴザリマス

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第二、昭和十年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツ

法律第一號中改正法律案、第一讀會
ル爲公債發行ニ關スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

昭和十年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツ
ル爲公債發行ニ關スル法律案
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十年三月十二日

貴族院議長 濱田 國松
衆議院議長 濱田 國松

昭和十年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案
ノ財源ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起債シ得ル金額ノ外五億六千五百九十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得
豫算翌年度繰越額ノ財源ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起債シ得ル金額ノ外昭和十一年度ニ於テ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得但シ前條ノ規定ニ依ル公債又ハ借入金ト通ジテ前條ノ制限額ヲ超ユルコトヲ得
第三條 前二條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前二條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年法律第一號中改正法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和七年三月十二日
貴族院議長 濱田 國松
衆議院議長 濱田 國松

昭和七年法律第一號中改正法律案
「六億五千十萬圓」ヲ「八億二千六十萬圓」ニ改ム
昭和七年法律第一號中改正法律案
日本銀行納付金法中改正法律案
日本銀行納付金法中左ノ通改正ス
第三項中「及營業收益稅法ニ依ル純益」ヲ

參照

昭和七年法律第一號ハ滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律

之ヲ一括シテ議題トナスコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 是等ノ兩案ハ、之ヲ一括シテ議題トナスコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス、高橋大臣是清君演壇ニ登ル
〔國務大臣高橋是清君演壇ニ登ル〕
○國務大臣(高橋是清君) 只今議題トナリマシタ昭和十年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案、提出ノ理由ヲ説明イタシマス、昭和十年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案、提出ノ理由ヲ説明イタシマス、既ニ成立シテ居リマス、公債法ニ依リ公債ヲ募集スル金額、並ニ滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲メ發行スル公債金額ノ外ニ、歲入ノ不足ヲ補填スル爲メ五億六千五百八十餘萬圓ノ公債發行ヲ必要トスルコトハ、曩ニ昭和十年度總豫算ノ大要ヲ説明イタシマシタ際ニ申述ベテ置イタノデアリマスガ、其發行ノ爲ニハ、新ニ起債ノ權能ヲ得ルコトガ必要デアリマス、尙ホ昭和十年度ノ歲出豫算ニ於キマシテモ、其中若干ノ金額ハ、例年ノ如ク翌年度ニ繰越サルル結果ニナルノデアラウト存ゼラレマスガ、其繰越額ノ財源ハ、必シモ昭和十年度内ニ起債スルコトヲ必要ト致シマセヌ爲メ、翌年度ニ於テ募債シ得ルコトナスヲ適當ト認メマス、右ノ理由ニ依リ本法律案ヲ提出イタシタ次第アリマス、日程第三ノ、昭和七年法律第一號中改正法律案提出ノ理由ヲ

日本銀行納付金法中改正法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十年三月十二日
貴族院議長 濱田 國松
衆議院議長 濱田 國松

回、第六十四回及第六十五回帝國議會ノ協賛ヲ經、其財源ニ充ツル爲メ公債ヲ發行スルコトヲ得ル法律ノ成立ヲ見マシテ、之ニ依リ昭和九年度マデノ經費ヲ支辨シ得ル次第ニアリマスガ、昭和十年度分ノ經費トシテ、更ニ一億八千四百三十餘萬圓ヲ必要トスルノデアリマス、右ノ中特別會計ノ分ハ、全部普通財源ヲ以テ支辨スルノデアリマスガ、一般會計ノ分ハ滿洲國防費分擔金受入等ニ相當スル金額ヲ差引キタル一億七千四十餘萬圓ハ、今日ノ財政情況竝ニ本經費ノ性質ニ鑑ミマシテ、從來ノ如ク之ヲ公債財源ニ依ルコトト致シマシタ爲メ、現行滿洲事變ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル山ヲ說明イタシマス、昭和十年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案ヲ提出イタシマシタ爲メ、現行滿洲事變ニ於テ、既ニ成立シテ居リマス、公債法ニ依リ公債ヲ募集スル金額、並ニ滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲メ發行スル公債金額ノ外ニ、歲入ノ不足ヲ補填スル爲メ五億六千五百八十餘萬圓ノ公債發行ヲ必要トスルコトハ、曩ニ昭和十年度總豫算ノ大要ヲ説明イタシマシタ際ニ申述ベテ置イタノデアリマスガ、其發行ノ爲ニハ、新ニ起債ノ權能ヲ得ルコトヲ必要デアリマス、尙ホ昭和十年度ノ歲出豫算ニ於キマシテモ、其中若干ノ金額ハ、例年ノ如ク翌年度ニ繰越サルル結果ニナルノデアラウト存ゼラレマスガ、其繰越額ノ財源ハ、必シモ昭和十年度内ニ起債スルコトヲ必要ト致シマセヌ爲メ、翌年度ニ於テ募債シ得ルコトナスヲ適當ト認メマスガ、右ノ理由ニ依リ本法律案ヲ提出イタシタ次第アリマス、日程第三ノ、昭和七年法律第一號中改正法律案提出ノ理由ヲ

日本銀行納付金法中改正法律案
日本銀行納付金法中左ノ通改正ス
第三項中「及營業收益稅法ニ依ル純益」ヲ

「營業収益税法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依ル利益」ニ改ム

附 則

本法ハ日本銀行昭和十年前事業年度分ヨリ之ヲ適用ス

臨時利得稅法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十年三月十二日

衆議院議長 濱田 國松

貴族院議長公爵近衛文麿殿

(小字及一ハ衆議院ノ修正ナリ)

臨時利得稅法案

臨時利得稅法案

第一條 本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本法ニ依リ臨時利得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條 前條ノ規定ニ該當セザル者本法施行地ニ資產又ハ營業ヲ有スルトキハ其ノ利得ニ付テノミ臨時利得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第三條 臨時利得稅ハ左ノ利得ニ付之ヲ賦課ス

四 現事業年度ノ資本金額ガ既往事業年度ノ平均資本金額ニ對シ増減アルトキハ既往事業年度ノ平均資本金額ニ對スル平均利益ノ割合ヲ現事業年度ノ資本金額ニ乘ジテ算出シタル金額ヲ以テ既往事業年度ノ平均利益トス此ノ場合ニ於テ第一號ノ規定ノ適用ニ付テハ現事業年度ノ資本金額ヲ額ヲ以テ既往事業年度ノ平均資本金額ト看做ス

第一 法人ノ利得

二 營業収益稅法第二條ニ掲タル營業(鑄業又ハ砂鑄業ヲ含ム)ニ因ル個人ノ利得

第三條 法人ノ現事業年度ノ利益ガ既往事業年度ノ平均利益ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過額中年一千圓ヲ控除シタル金額ヲ以テ法人ノ利得額トス

第四條 法人ノ現事業年度ノ利益ガ既往事業年度ノ平均利益ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過額中年一千圓ヲ控除シタル金額ヲ以テ法人ノ利得額トス

第五條 法人ノ利得金額計算ノ場合ニ於テ左記各

本法施行後資本金額ニ増加アリタル場合ニ於テ其ノ資本增加ガ臨時利得稅通脱ノ目的ニ出デタルモノト認メラルトキハ前項第三號ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ増加シタル資本金額ニ付前項第二號ノ規定ヲ準用シ其ノ平均利益ヲ計算ス

本法ニ於テ現事業年度ト稱スルハ昭和六年四月一日以後本法施行ニ至ル迄ノ間ニ資本金額ヲ減少シタル法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ第四條第二項第三號ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第七條 法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ既往事業年度ノ平均資本金額及平均利益ハ命令ノ定ムル所ニ

依リ既往事業年度ノ平均利益ヲ計算ス

一 何レノ既往事業年度ニ於テモ利益

益ガ既往事業年度ノ平均資本金額ニ對シ年百分ノ七未満ナルトキハ既往

事業年度ノ平均資本金額ニ對シ年百

分ノ七ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ニ

ヲ以テ既往事業年度ノ平均利益トス

キハ現事業年度ノ資本金額ニ對シ年

百分ノ七ノ割合ヲ以テ算出シタル金

額ヲ以テ既往事業年度ノ平均利益ト

年一月一日以後ニ於テ終了シタルト

キハ現事業年度ノ資本金額ニ對シ年

百分ノ七ノ割合ヲ以テ算出シタル金

額ヲ以テ既往事業年度ノ平均利益ト

斯ニ於テ既往事業年度ノ平均利益ト

スニ於テ既往事業年度ノ平均利益ト

十年一月一日以後ニ於テ終了スル各事

業年度ヲ謂ヒ既往事業年度ト稱スルハ

昭和六年十二月三十一日以前三年内ニ

終了シタル各事業年度ヲ謂フ

第五條 法人ノ利益ハ各事業年度ノ總益

金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル

但シ保険會社ニ在リテハ各事業年度ノ

利益金又ハ剩餘金ニ依ル

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ

有セザル法人ノ利益ハ本法施行地ニ於

ケル資產又ハ營業ニ付前項ノ規定ニ準

ジ之ヲ計算ス

法人ガ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ

因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事

業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄

ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第六條 法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ

各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及積立金額ノ月割平均ヲ以

テ之ヲ計算ス

前項ニ於テ積立金額ト稱スルハ積立金

額又ハ基金ノ何タルヲ問ハズ法人ノ利

益中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ

有セザル法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

前二年ノ平均利益三千圓未満ナルトキ又ハ其ノ平均利益ナキトキハ三千圓ヲ以テ平均利益トス

前二年ノ平均利益ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ前年一月一日ヨリ引續キ爲シタルニ非ザル營業ニ付テハ其ノ年ノ豫算ニ依リ計算ス

第十一條 個人ノ利益ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ前年一月一日ヨリ引續キ爲シタルニ非ザル營業ニ付テハ其ノ年ノ豫算ニ依リ計算ス

相續シタル營業ニ付テハ相續人格引續キ之ヲ爲シタルモノト看做シテ其ノ利

益ヲ計算ス

第十二條 個人ノ利益ガ六千圓未満ナルトキハ臨時利得稅ヲ課セズ

所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ所得稅

ヲ課セラレザル者ニハ臨時利得稅ヲ課

第九條 個人ノ利益ガ昭和六年以前三年

ノ平均利益ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ

超過額中二千圓ヲ控除シタル金額ヲ以

テ個人ノ利得金額トス

營業ヲ繼續シ又ハ營業繼續ト認ムベキ事實アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ

前營業者ノ平均利益ヲ其ノ平均利益ト

看做ス

營業ノ期間ガ一年未満ナル場合ニ於ケル平均利益ノ計算ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

利得金額計算ノ場合ニ於テ昭和六年以

前二年ノ平均利益三千圓未満ナルトキ又ハ其ノ平均利益ナキトキハ三千圓ヲ以テ平均利益トス

第八條 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ利得ニ付臨時利得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

セズ

第十三條 個人ノ自己ノ收穫シタル農產物、林產物、畜產物若ハ水產物ノ販賣又ハ之ヲ原料トスル製造ノ利益ニ付テ

ハ本法ヲ適用セズ但シ特ニ營業場ヲ設ケテ爲ス販賣又ハ製造ノ利益ハ此ノ限ニ在ラズ

ハ左ノ税率ニ依リ之

第十四條 臨時利得稅ノ税率ハ利得金額百分ノ十

(賦課ス)

百分ノ十トス

一 法人ノ利得 利得金額百分ノ十

二 個人ノ利得 利得金額百分ノ七・五

第十五條 納稅義務アル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ利得金額ヲ政府ニ申告スベシ

第十六條 紳稅義務アル個人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年三月十五日迄ニ利得金額ヲ政府ニ申告スベシ

第十七條 法人ノ利得金額ハ第十五條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ個人ノ利得金額ハ所得稅法ノ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ個人ノ利得金額ハ所得稅法ノ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第十八條 法人ノ利得金額ハ第十五條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第十九條 紳稅義務アル個人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年三月十五日迄ニ利得金額ヲ政府ニ申告スベシ

第二十條 第十七條又ハ前條ノ規定ニ依リ利得金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スベシ

第二十一條 紳稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル利得金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ稅金ノ徵收ヲ猶豫セズ

第二十二條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得稅法ノ所得審查委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得稅法第五十二條及第六十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 利得ニ付納稅義務アル個人ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ決定ヲ爲スベカリシ年ノ翌年ニ於ケル所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ利得金額ヲ決定スルコトヲ得

所得調査委員會閉會後個人ノ所得ニ付納稅義務アルコトヲ申出デ又ハ利得金額ノ增加アルコトヲ申出デタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ政府ニ於テ其ノ利得金額ヲ決定ス

第二十四條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ利益ヲ査覈シ二分ノ一以上ノ減損アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

コトヲ得所得調査委員會閉會後個人ノ所得ニ付納稅義務アルコトヲ申出デタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ政府ニ於テ其ノ利得金額ヲ決定スルコトヲ得

第二十五条 紳稅義務者第二十二條ノ決

付納稅義務アリト認ムル者ノ利得金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所得調査委員會ニ送付スベシ

前項ノ規定ハ前條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 所得稅法第五十條乃至第五十

二條ノ規定ハ利得金額ノ決議及決定ニ付之ヲ準用ス

第二十條 第十七條又ハ前條ノ規定ニ依リ利得金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スベシ

第二十一條 紳稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル利得金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得稅法ノ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第二十三條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ臨時利得稅ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

第二十四條 大正十三年法律第六號ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラルル所得及純益ニ付テハ本法ヲ適用セズ

第二十五条 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ臨時利得稅ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第二十六条 法人ノ利得ニ付テハ事業年度毎ニ臨時利得稅ヲ徵收ス

第二十七条 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ臨時利得稅ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又

第二十八条 臨時利得稅ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法

第三十条 所得稅法第五十七條、第五十八條、第七十條及第七十二條乃至第七

三條ノ二ノ規定ハ臨時利得稅ニ付之ヲ準用ス

第二十六条 法人ノ利得ニ付テハ事業年

度毎ニ臨時利得稅ヲ徵收ス

個人ノ利得ニ付テハ臨時利得稅ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ以テズシテ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移ストキハ直ニ其ノ臨時利得稅ヲ徵收スルコトヲ得

第二十七条 第一期 其ノ年七月一日ヨリ三十一日

第二期 其ノ年十月一日ヨリ三十一日

第三期 翌年一月一日ヨリ三十一日限

第四期 翌年三月一日ヨリ三十一日限

定又ハ前條ノ更訂處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第三十條 所得稅法第五十七條、第五十八條、第七十條及第七十二條乃至第七

三條ノ二ノ規定ハ臨時利得稅ニ付之ヲ準用ス

第二十六条 法人ノ利得ニ付テハ事業年

度毎ニ臨時利得稅ヲ徵收ス

個人ノ利得ニ付テハ臨時利得稅ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ以テズシテ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移ストキハ直ニ其ノ臨時利得稅ヲ徵收スルコトヲ得

第二十七条 第一期 其ノ年七月一日ヨリ三十一日

第二期 其ノ年十月一日ヨリ三十一日

第三期 翌年一月一日ヨリ三十一日限

第四期 翌年三月一日ヨリ三十一日限

第三十二条 大正十三年法律第六號ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラルル所得及純益ニ付テハ本法ヲ適用セズ

第三十三条 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ臨時利得稅ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第三十四条 本法ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ法人ニ付テハ昭和十年一月一日ヲ含ム事業年度分ヨリ、個人ニ付テハ昭和十年分ヨリ之ヲ適用ス

本法ニ依ル臨時利得稅ノ賦課ハ法人ニ付テハ昭和十二年十二月三十一日ヲ含ム事業年度分限リ、個人ニ付テハ昭和十二年分限リトス

第十六條ノ規定中三月十五日トアルハ昭和十年ニ限リ四月二十五日トス

明治四十年法律第二十一號第一條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

六 臨時利得稅

第三十五条 第二十九條第三項但書、第三十九條第一項

括シテ議題トナスコトニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 是等ノ兩案ヲ

第二十九條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法

第二十五条 紳稅義務者第二十二條ノ決

八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒズ但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條 所得稅法第五十七條、第五十八條、第七十條及第七十二條乃至第七

三條ノ二ノ規定ハ臨時利得稅ニ付之ヲ準用ス

第二十六条 法人ノ利得ニ付テハ事業年

度毎ニ臨時利得稅ヲ徵收ス

個人ノ利得ニ付テハ臨時利得稅ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ以テズシテ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移ストキハ直ニ其ノ臨時利得稅ヲ徵收スルコトヲ得

第二十七条 第一期 其ノ年七月一日ヨリ三十一日

第二期 其ノ年十月一日ヨリ三十一日

第三期 翌年一月一日ヨリ三十一日限

第四期 翌年三月一日ヨリ三十一日限

第三十二条 大正十三年法律第六號ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラルル所得及純益ニ付テハ本法ヲ適用セズ

第三十三条 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ臨時利得稅ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第三十四条 本法ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ法人ニ付テハ昭和十年一月一日ヲ含ム事業年度分ヨリ、個人ニ付テハ昭和十年分ヨリ之ヲ適用ス

本法ニ依ル臨時利得稅ノ賦課ハ法人ニ付テハ昭和十二年十二月三十一日ヲ含ム事業年度分限リ、個人ニ付テハ昭和十二年分限リトス

第十六條ノ規定中三月十五日トアルハ昭和十年ニ限リ四月二十五日トス

明治四十年法律第二十一號第一條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

六 臨時利得稅

第三十五条 第二十九條第三項但書、第三十九條第一項

括シテ議題トナスコトニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 是等ノ兩案ヲ

第二十九條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法

第二十五条 紳稅義務者第二十二條ノ決

リマセヌ、財政、行政ノ根本的整理ト云フ
モノハ、歴代ノ内閣ガ斷行セムト欲シテ幾
多手ヲ焼イテ居ル所ノモノデアリマス、
ナカニ一朝一夕ニ是ハ爲シ遂ゲ得ラレル
モノデハアリマセヌ、況ヤ左程強力デモナイ
所ノ現内閣ガ之ヲ爲シ遂ゲムト試ミルコト
ハ、私ハ其勇氣ト熱意ニハ敬意ヲ拂ヒマス
ルガ、其實現ハ先ヅ木ニ縁テ魚ヲ求ムル
ウナモノデアルト見ナケレバナリマセヌ、
故ニ本法廢止ノ時期ト云フモノハ先ヅ不明
ナリト見テ差支ナイト思ヒマス、若シ政府
ニシテ本税ヲ長ク施行セムト欲スルノ意思
ガアリマスルナラバ尙更デアリマスルガ、
然ラザルニモセヨ平年度所得ノ基準ヲ、不
況ノドン底デアッタ所ノ昭和五年六年ニ置
イタト云フコトハ如何ニシテモ宜シクナイ
ノデアリマス、此基準ナルモノハ長イ程ガ
宜シイノデアリマス、此點ニ於テ衆議院ノ
修正ハ政府案ニ優ツテ居ルノデアリマス、全
體世界經濟界ノ景氣ト云フモノハ、十年每
ニ一轉回ヲ爲スト云フコトハ、是ハ長キ經
験ニ基イタ所ノ學說デアリ、又原則デアル
ノデアリマス、又十年毎ニ一回轉ヲ爲ス所
ノ景氣ノ圓周率、即チ英語ノ「サークル」ト
云フモノハ、其回轉毎ニ圓形ヲ擴大ナラシ
ムルモノデアリマス、是ハ言フ迄モナク世
ノ週期ト後ノ週期トノ間ニ大ナル差ガ生ズ
ルノデアリマス、而モ此「サークル」ノ差ハ
我國ノ如キ若キ新進國ニ於テ最モ大ナルモ
ノガアルノデアリマス、サウシテ此差額ト
云フモノハ、必シモ人ノ力ノミニ依テ生ジ
タモノデハナインデアリマス、ソヨデ其差
額ノ一部ヲ累加金トシテ國家ニ提供セシム

ルト云フコトハ何等差支ナイノデアリマス、
アリマス、政府ハ昭和五年六年ノ如キ不況
ノドン底ニ基準ヲ置キ、世間ヨリ幾多ノ非
難攻撃ヲ受クルガ如キ低劣ナル財政策ヲ拠
棄シテ、宜シク本格的ノ方法ヲ執ルベキデ
ハアルマイカト思ヒマス、然ラザレバ臨時稅
ナルモノハ臨時ノ費途ニ充當スルノ立前ヲ
以チマシテ、本稅ハ天災地方ノ匡救復舊ノ終
結ト同時ニ廢棄スベキモノニアリマス、強ヒテ
本稅ノ基準ヲ昭和五年六年度ニ置クコトヲ固
執セラルルナラバ、宜シク政府ハ其政府ノ
最大理由トセル所ノ、時局ノ好影響ヲ受ケ
テ活況ヲ呈シタル所ノ昭和七年度ヨリ課稅
シナケレバ、理窟ガ合ハナイノデアリマス、
サウシテ茲ニ蠻勇ヲ揮ツテ、法律ハ既往ニ邇
ラズト云フ原則ヲ打破シテ、七年度ニ邇及
シテ課稅スルノガ相當デナケレバナリマセ
ヌ、何トナレバ政府方ガ提案ノ理由トセル所
ノ時局ノ好影響ナルモノハ、今後ニノミ生
ズルベキモノデハナクシテ、確ニ是ハ昭和
七年度ヨリ芽ヲ吹イテ居ルノデアリマスル
カラシテ、必ズヤ此政府ノ説明通リトシマ
シタナラバ、昭和七年度ヨリカケルノガ當
然ト私ハ信ズルノデアリマス、政府ノ所
見果シテ如何デアリマスルカ、是ガ第二點
デアリマス、次ニ本稅ハ臨時利得稅ト云フ
ノデアリマスルガ、臨時ト云フ文字ノ意味
ハ一時限り、又ハ一時ノ間ニ合セト云フコ
トデアリマス、例ヘバ何日ニハ何處ソコニ
縁日ガアル、又花見ガアルト云フ時ニ、能
ク臨時電車等ヲ出スノ廣告ガ見ラレルノデ
アリマス、是ハ單ニ其縁日又ハ花見ノ時ニ
限シテ發スルノデアリマシテ、平日ニ出スモ
ノデハアリマセヌ、同ジ理窟デ臨時利得稅

ト云フ以上ハ、或ル特定ノ臨時應急ノ費途ニ充當スル爲ニ一時的ニ課稅スルモノニアツテ、臨時ノ費用ヲ要セヌコトニナリマシタナラバ、直ニ之ヲ廢止スルト云フコトガ、是ガ常識觀デアリマス、故ニ本稅ノ場合ニ於キマシテモ亦、天災ニ依ツテ損害ヲ被ツタ所ノ地方ノ匡救事業ガ一段落ヲ告ゲルト同置キナガラ、本稅廢止ノ時期ヲ明言セザルノミナラズ、之ヲ特殊ノ費途ニ充當セズシテ、而モ之ヲ永久化シ、一般歲入ニ繰入レルト云フコトハ、假りニ財政上之ガ爲シ得ザルモノデナイニモセヨ、常識的ニハ如何ニモ平仄ノ合ハヌ所ノヤリ方デアルト思ハレマスルノデ、政府ハ全體臨時ト云フ意味ヲ如何ニ考ヘラレテ居ルカト云フコトヲ伺ヒタイト思ヒマス、次ニ本利得稅ニ關シマシテ、世間ニ於テ又ハ議會ニ於キマシテ、戰時利得稅ト比較シテ論ズル者ガアルヤウニ聞イテ居リマス、政府ハ果シテ戰時利得稅ニ擬シテ本案ヲ制定セラレタノデアリマセウカ、成程本稅ハ戰時利得稅ニ倣ツテ計畫ヲ立テラレタモノト見ルノモ亦一種ノ見方デアリマス、何トナレバ戰時利得稅ナルモノハ、一般國民ノ納稅資格アル者ニ普ク負擔サセルモノデハナクシテ、特ニ其戰爭ノ爲ニ特殊ノ利益ヲ得タル者ノミニ課スルノ稅デアリマス、今本稅モ臨時利得稅トハ僅バカリ其內容ヲ異ニ致シテ居ルノミデアリマシテ、大體ニ於キマシテハ同一デアリマス、即チ普ク一般國民ニ課スルノデアリマセズシテ、特ニ軍需「インフレ」ヤ若クハ爲替ノ下落ヤ、貿易ノ發展ノ潮流ニ乘ジテ利得ヲ獲得シタル者ニ限リテ課稅スルモノ

デアリマス、全然戰時利得稅ト其理由竝ニ
根據ヲ等シクスルモノト言ッテ可ナリト思
フノデアリマス、今ハ非常時ト呼ブ聲ガ高
イノデアリマス、併ナガラ非常時ト言ヒマ
シテモ只今ハ戰時デハアリマセヌ、非常時
ト云フ意味ニ付キマシテハ、各人各、異ナリ
タル意見ヲ持ツテ居ルト思ヒマス、何レニモ
セヨ、少クトモ今ハ戰時デハナインオデアリ
マス、然ルニ戰時利得稅ト等シキ觀念ノ下
ニ本案ヲ提出セラレタリトシマシタナラバ、
是ハ實ニ不當ナリト言ハナケレバナリマセ
ヌ、併ナガラ大藏大臣ハ定メテ言ハルル
デアリマセウ、戰時利得稅トハ全然無關係
デアルト、然ラバ宜シク戰時利得稅ト本稅
ト異ナル所ノ理由ト根據トヲ詳細ニ示サレ
ムコトヲ望ムノデアリマス、次ニ本稅ハ爲
替下落ヤ軍需「インフレ」ノ御蔭ヲ被ツテ、特
ニ利益ヲ得タ者ノミニ課稅スルト云フ立前
デアリトシマシタナラバ、今後モ特ニ儲ケ
タル者ニ對シマシテハ、其時々特別稅ヲ課
スルト云フ一種ノ原則、前例ヲ作ルノデハ
アリマスマイカ、大藏大臣ノ御考ハ如何デ
アリマスカ、果シテ左様ナ例ヲ作ルモノト
致シマシタナラバ、例ヘバ金貨ヲ引揚ゲ
タモノヤラ、良好ナル鑛脈ヲ發見シタ
モノヤラ、相場デ儲ケタモノヤラ、不毛地
ガ俄然トシテ價値ヲ高メタルモノニ對シマ
シテモ、其時々課稅セナケレバナリマスマ
イ、其結果ト云フモノハ延イテハ所有權一
部ノ侵害トナリマス、他日恐ルベキ財產沒
收ノ俑ヲ作り、國民不安ヲ發生セシムルノ
虞ガ生ジナイカラ非常ニ憂フルノデアリマ
ス、次ハ本稅ハ負擔ノ均衡ヲ破り、不公平
ナル課稅ヲ強要スルノ憾ガアルノデアリマ
ス、元來事業ニハ色々ニ種類ガアリマス、

風ト見送リマシテ、何等ノ痛痒モ感ゼザル所ノ所謂平和事業ト云フモノガアリマス、此平和事業ナルモノハ、平時ニ於キマシテハ突飛ナル収益ハ望ミ難イモノデアリマスルガ、危険性ガ比較的少イノデアリマス、而シテ毎年平均シタル所ノ利益ガ確保セラルルノデアリマス、其中ニハ歐洲戰亂以來非常ナル巨利ヲ博シタル者モ往々アルノデアリマス、之ニ反シテ一方ニハ激甚ナル競争ト、經營難ニ惱ム所ノ生産事業ガアリマス、而シテ生産事業ハ悲境ニ喘グ時代ニ於キマシテモ、平和事業ナルモノハ平然トシテ氣樂ニ相當ノ利潤ヲ收得シテ居ルノデアリマス、斯ノ如ク不景氣ハ何處ヲ吹クカト晏如タル態度デ居ル者モアリマスル、反對ニ數箇年連續のノ缺損ニ苦シミ、甚シキハ十數年間悲境ノ底ニ沈淪イタシマシテ、減資ニ次グニ減資ヲ以テシ、辛ウジテ會社ナリ、事業ノ内容ノ整理ヲ遂ゲ、サウシテ近昭和五年、六年中ニ比べマスレバ、今日ニ光ニ接シタ者モ多々アルノデアリマス、即チ此種ノ生産業者ハ、最モ其苦シカツタ所ノノハ是ハ學ゲテ過去ノ缺損ノ補填ヤ、又ハ償却ノ不足ニ充テルトカ、若クハ他日ノ反動ニ備ヘムガ爲ニ専ラ基礎ノ鞏固ニ充テナルノガ即チ本稅デアリマス、然ルニ其償却益金ニ對シマシテ、苛重ナル負擔ヲ強要スルケレバナラナイノデアリマス、之ニ反シマシテ連年一割乃至三割近クノ利益ヲ引續キ收得セル所ノ平和事業ハ、今日ト雖モ尙ホ昭

和五年、六年度ト其利益率ニハ大ナル逕庭
ガナイモノガ多クアリマス、故ニ是等平和
事業ノ經營者ハ、本稅ヲ負擔スルノ義務ヲ
免除セラルコトニナリマス、又我國ノ大
事業會社中ニハ、創立ガ最モ古ク且ツ其積
立金ノ如キモノハ、殆ド資本金ト同額ノ積
立金ヲ持チ、又償却モ十分ニナシテ居リマ
シテ、基盤モ非常ニ鞏固デアッテ、毎期四割
以上ノ利益ヲ擧ゲテ居ル所ノ會社モアルノ
デアリマス、本稅ハ是等優良ナル會社ニハ
殆ド課稅スルコトガ出來ナイノデアリマ
ス、然ルニ先程モ度々述べマシタ通り、辛
ウジテ過去ノ苦境ヲ逸脱シテ、茲ニ時勢ノ
順風ニ乘ジテ漸クニ更生セル所ノ生產業者
ハ、總テ本稅ノ苛酷ナル負擔ヲ受ケナケレバ
ナラナイノデアリマス、又長キ月日ニ亘リ
マシテ多額ノ利益ヲ連續的ニ收獲セル所ノ
金融業者、保險業者等モ亦大資本ヲ擁スル
古キ大會社ト同ジク、本稅ノ負擔ヲ免除セ
ラルカ、若クハ假令本稅ヲ負擔ラスルニ
致シマシテモ、其程度ハ誠ニ輕微デアリマ
ス、斯ノ如キ不權衡ナル稅法ト云フモノノ
ハ、近來他ニ類例ガナイト私ハ思ヒマス、
即チ本稅ハ負擔ノ均衡ヲ失セル所ノ不公平
極マル稅法ト言ダテモ私ハ差支ナイト思ヒ
マス、殊ニ近年收稅吏ノ徵稅技術ナルモノ
言フ位デアリマス、併ナガラ是等ノ技術ノ
進歩シタル所ノ收稅吏ト雖モ、大會社ニハ
ガ非常ニ進歩イタシマシテ、或人ハ收稅吏
ハ個人ノ懷中ノ金ノ在高マデモ知ッテ居ルト
サイ資本家ニ對シマシテハ重箱ノ隅ヲホ
デクルガヤウニ、所謂爬羅剔抉至ラザ
ルナキト云フ手段ヲ執リマスガ、大資
本家殊ニ各地ニ支店、工場等ヲ有スル

所ノ大キナ會社ニ對シマシテハ、是等ノ
收稅吏モ調査ノ行届カザル點ガ多々アリマ
ス、即チ此處ニモ資本ノ大小ニ依リマシテ
本稅ノ負擔ニ不公平ヲ來スノ虞ガアルノデ
アリマス、租稅ハ擔稅力アル者ニカケルト
同時ニ、其負擔ノ公平、均衡ガ最モ必要條件
件デアラネバナリマセ又、然ルニ本稅ノ如
ク其均衡ヲ誤ルモノハ他ニ殆ド例ガナイノ
デアリマス、政府ハ如何ニシテ斯ノ如キ負
擔ノ不均衡、課稅ノ不公平ヲ是正セムトセ
ラルルカ、其所見ヲ承リタイト思ヒマス

（國務大臣高橋是清君演壇ニ登ル）

○國務大臣（高橋是清君） 只今橋本君ヨリ
數箇條ニ亘シテノ御質疑ガアリマシテ、大分角
色御意見モ加ハッテ居ルノデアリマシテ、或
ハ御質問ノ要點ヲ捉ヘ得ナカツタカモ知レ
マセヌ、一應御答スベキ點ト考ヘマシタ所
ニ付テ御答ヲ致シマス、第一ニ最初ニ御意
見ハ、今日ハマダ課稅スペキ時期デナイ、
漸ク金輸出ヲ禁ジ、赤字公債ヲ發行シテ、
僅ニ今日產業界ノ恢復ヲ見ムトシテ居ル際
ニ、之ニ向シテ課稅スルト云フコトハ其芽ノ
出夕所ヲ摘ムヤウナモノデアル、管テ又大
藏大臣ハ、課稅ハ今日其時期ニ非ズト、ツ
イ此間マデ言明シテ居ツタヂヤナイカ、今回
此臨時利得稅法案ヲ提出スルト云フコトハ、
全ク曩ノ聲明ヲ裏切ルモノデアル、斯ウ云
フ……裏切ルモノデアルトスウ御認メニナ
テノ御意ダカラシテ、詰リ之ヲ裏切ル譯ニ
ナリヤセヌカト云フ御尋ト私ハ考ヘル、是
ハ失禮ナガラ、此私ノ先年來增稅尙ホ時期
ニ非ズト申シタコトハ、御承知ノ通リ是ハ
赤字公債ニ代ヘルニ漸次增稅ノ手段ニ依ル
ト云フノデアッテ、一般的ノ增稅ノコトヲ
指シテ言フタノデアリマス、故ニ此提出シ

マシタル臨時利得税トハ全ク別ノ問題デア
ル、故ニ義ノ聲明ヲ裏切ルトハ私ハ考ヘテ
居ラヌノデアリマス、又臨時ト云フケレド
モ是ハ恒久的ノ性質ニナル、恒久的稅法ニ
ナルト云フ御懸念ガ深イヤウデアリマスケ
レドモ、臨時ハ何處マデモ臨時デアリマシ
テ、決シテ政府ハ之ヲ恒久ノ稅法トスル考
ハ今日持ツテ居ラヌノデアリマス、第四ノ御
尋ダト……アトヘモウ第何ト云フ數ヲ御示
シニナリマセヌデシタカラ順序ハ分リマセ
ヌガ、第四番目ノ御尋トシテ、此基準ヲ昭
和五年、六年トシタノガ宜シクナイ、斯ウ
云フコトデアル、臨時利得稅ハ、度々麥議
院ニ於テモ申シマシタル通り、時局ノ好影
響ヲ受ケマシテ、ソレニ依ヅテ増加シタル
利益ノ一部分ヲ納稅セシメルト云フ趣旨デ
アリマスノデス、故ニ其利益計算ノ基準ト
スル……基準タルベキ期間ハ、經濟界ニ今
日ノ如キ、現在ノ如キ情勢ノ生ジマスル其
以前ニ基準ヲ取ルコトヲ必要トスルノデア
ル、又此負擔ハ出來得ルダケ此經濟界ノ好
轉シテ來マシタ其直近ノ、其時ノ直キ前ノ
モノデナケレバナラヌノデアリマス、サウ
シマセヌト云フト、稅務ノ實際上ニ於キマ
シテ種々ノ困難ガ起ルノデアリマス、而シ
テ我國ノ經濟界ノ漸次恢復シテ參リマシタ
ノハ昭和七年以降ノコトデアリマス、其以
來此時局ニ對スル諸種ノ方策ノ實施等ニ併
セマシテ、此一部ノ產業界ハ今日ノ好況ヲ
メタノデアリマス、併シ當時ノ事業界ハ……
當時ト申シマスノハ即チ七年以前ハ概シテ
好況デナカツタノデアリマスルカラ、其點ヲ
考慮イタシマシテ、當時ノ實績ヲ其儘基準

トシテ用キタノデハナインデアリマス、即チ法人ニ付キマシテハ色ミノ積立金等ヲ含メタ其資本金額ノ、年七分ニ相當スル利益ノアツタモノト見ルコトニ致シマシタ、又個人ニ付キマシテハ三千圓ノ利益ガアツタモノト見ルト云フコトニ致シマシタ、即チ七分ト云フコトハ相當ナ利廻デアルト考ヘマシテ、五年六年ヲ基準ト致シマシテモ實際上ニ於テ當時業績ノ悪カツタモノハ皆是ハ七分ノ適用ヲ受ケルコトトナツチ居ルノデアリマス、其爲ニ苛酷ノ結果トハナラヌト考ヘテ居リマス、内容ガ即チ均衡ノ原則ニ反シテ居ルト云フ御意見デアリマスガ、是ハ負擔公平ノ點ニ付キマシテハ、法案ノ内容ニ於キマシテ色ミ工夫ヲ凝シテ居カラウト考ヘマス、又戰時利得稅ニ依クノカドウカト云フ御尋デアリマスルガ、同ハ經濟ノ事情ガ大ニ異^ツテ居リマス、故ニ戰時利得稅ト此法案トヲ同一ニ論ズル譯ニハレマセヌデシタガ、中ニ昭和七年ニ週^ツテ課稅ヲ施行スルノカト云フヤウナコトモアツタ行キマセヌ、是モ詳細委員會ニ於テ說明ヲ致スコトニ致シタイト考ヘマス、能ク聽取スルト云フコトハ穩當デアリマセスカラシテ、若シサウ云フ御尋デアリマシタラ、政府ハサウ云フ意思ハナイト御答ヲ致シマス、又本稅ハ優良ナル會社ニ對シテ緩ニシテ、弱體ノ會社ニ對シテハ苛酷デアル、斯ウ云フ御斷定ノ下ニ御質疑ニナツタノデアリマ

ヲ受ケテ、サウシテ營業ノ利益ノ増加シタ
ルモノニ對シテ、其增加シタ利益ニ對シテ
課稅スルノデアリマシテ、增加スル其利益
ガナイモノニ對シテハ、是ハ優良會社タル
ト弱體會社タルトヲ間ハズ課稅ヲシナイコ
トニナツテ居リマス、即チ昭和五年、六年、
現在トノ利益率ノ同一ナル會社ニ對シテ
ハ、時局ニ因リ增加セル利益ナキヲ以テ本
稅ノ課稅ハ受ケナイコトニナツテ居リマス、
又力ノ弱イ會社ニ苛酷デナイト云フノハ、
矢張リ是ガ昭和五年、六年ガ缺損デアル、
或ハ又利益率ガ少イト云フ會社ニ對シマシ
テハ、資本金額ニ年七分ヲ乗ジタルモノヲ
以テ平均利益ト看做スノデアリマス、ソコ
デサウ云フ風ニシテ負擔緩和ノ方法ヲ講ジ
テアルノデアリマスルカラシテ、敢テ苛酷
ナリト云フ心配ハナカラウト思ヒマス、又
本稅ノ創設ハ產業資本ヲ壓迫シテ、金融資
本ヲ擁護スルコトニナルノヂヤナイカト云
フヤウナ御問デアリマスルガ、本稅ハ生産
業タルト金融業タルトヲ間ハズ、即チ產業
資本タルト金融資本タルトヲ間ハズ、苟モ
増加セル利益アレバ何レモ課稅スルモノデ
アリマシテ、產業資本ニ嚴ニシテ金融資本
ニ寛ナリトノ御非難ハ當ラナイモノト考ヘ
マス、以上御答ヲ致シマス

シキモノデアリマス、此課稅ハ好景氣ノ直近ノモノニ付テカケナケレバナラヌト云フノハ、是ハ一種ノ見方デアリマシテ、意見相違ト見テ宜カラウト思ヒマス、而シテ戰時利得稅ト其理由、根據ヲ等シクセルト云フ私ノ論難ニ對シマシテノ説明ハ、殆ド成ツテ居マセヌ、又政府ハ時局ノ好影響ヲ受ケタモノノ利益ノ一部ヲ、國庫ニ納メシムルト云フ立前デアルナラバ、七年度ニ遡及シテ課稅スルノガは理窟デアルト云フコトヲ私ハ言ツタノデアリマス、カケナケレバナラヌト言ツタ譯デハナイ、政府ノ説明通りトスレバサウ云フ理窟ニ歸著スルト云フコトヲ私ハ言ツタノデアリマス、元來前大藏大臣藤井氏ハ、公債ノ消化力ハ國庫ノ前途ニ重大ナル關係ヲ及ボスト云フコトヲ焦慮セラレマシテ、七億五千萬圓以上ノ消化ハ到底不可能ナリトノ立前ノ下ニ於キマシテ、歲入ノ一部補填ノ爲ニ本稅ヲ立案セラレタモノト思フノデアリマス、果シアサウデアレバ是ハ一應肯ケルノデアリマス、併ナガラ公債ノ消化力ハ、綽々トシテ餘裕アリトル所ノ高橋大藏大臣ノ處置ト致シマシテハ、誠ニ其意ヲ得ザル所ノモノデアリマス、タル所ノ新稅ヲ創設セラレマシテ、國民ノ非難ヲ受クルコトヲ甘受セラルト云フ此總豫算ノ千分ノ十五ニモ過ギザル所ノ微々トハ、私ノ實ニ怪評ニ堪ヘザル所デアリマス、併ナガラ思ヒマスルニ高橋氏ノ御入閣ニナリマシタノハ、豫算ハ既ニ確定後デアツテ、今更手ノ下シヤウモナイ、已ムヲ得ズスル、デ高橋氏カラ見マスレバ、自分ノ素志ニ非ザル所ノ法案デハアルケレドモ、

大臣ハ健全財政論者デアリマス、由來藤井前大藏
ナラスト云フコトニナッタ云フ點ヲ私ハ
察シマスレバ、實ニ御同情ニ堪ヘザル點モ
多々アルノデアリマス、消化力ト其漸減トニ專ラ考慮ヲ費サレマシ
テ、赤字公債ノ一部ノ補填ト致シマシテ本
稅ヲ立案セラレタルモノニ相違ナインデア
リマス、然ルニ之ヲ提案セラレタル所ノ高
橋大藏大臣ハ、公債ノ消化力ハ尙ホ綽々ト
餘裕アリ、増稅ハ其時期ニ非ズ、即チ實ヲ
結ブ前ニ芽ヲ摘ムヤウナモノデアツテ、產業
界ニ非常ナ惡影響ヲ及ボスモノデアルト云
フ論者デアルノデアリマス、即チ立奏者ト
ハ全然意見ヲ異ニセラレテ居ラレルノデア
リマス、ソレ故ニ其説明ノ不徹底ニシテ曖
昧ナルモ亦當然ト思フノデアリマス、ソコ
デ此稅ハ恰モ木ニ竹ヲ接イダヤウナモノデ
アリマス、此處ニモ大ナル矛盾ト無理ガ存
シテ居ルノデアリマス、要スルニ大藏大臣
ノ御説明ハ、強辯ニ非ザレバ一時ノ遁辭ニ
過ギナインデアリマス、決シテ國民ヲ納得
セシムルモノデハアリマセヌ、第一本稅ハ
時機ヲ得テ居ラナイ、第二、財政上ノ見地
ヲ異ニスル者ガ一立案者トナリ一提案
者トナツテ居リマス、第三ニ、臨時稅ト稱シ
ナガラ政府者ハ臨時ト云フ文字ノ意味スラ
知ラナイモノデアリマス、而シテ此期限ヲ
明言セズシテアハ好クバ之ヲ恆久稅タラシ
メヤウトスル、狡猾ナルコトハ見エ透イテ
居ルノデアリマス、第四、案ノ組立ガ戰時
利得稅ニ髣髴タルモノアルニモ拘ラズ、言
葉ヲ曖昧ニシテ説明スルコトガ出來マセ
ス、第五、課稅ノ基準ガ當ヲ得ザルガ爲
ニ、課稅ノ原則タル所ノ負擔ノ公平ト均衡

トヲ缺イテ居リマス、本案ハ是ハ遣リ方次
第ニ依シテハ決シテ惡稅デハナイ、併シナガ
ラ茲ニ提案セラレタル此臨時利得稅ナルモ
ノハ、無理ニ無理ヲ重ネタル所ノ、恰モ古
材木ヲ集メタル組建小屋ノヤウナモノニアッ
テ、而モ注文主ト居住者ガ違テ居ルト云フ
ヤウナ、近來稀ナル珍シイ稅ト稱シテ宜カラ
ウト思ヒマス、是レ以上政府ノ説明ヲ聽イ
タ所ガ到底國民ノ納得ハムツカシイト思ヒ
マス、唯新稅ノ創設ナルモノハ理論ト根據
ト、竝ニ其波及スル所ノ各方面ノ關係ヲ能
ク能ク考慮セラレ、周到精密ナル注意ヲ拂
フデナケレバ、能ク國民ヲシテ悅服セシム
ルコトガ出來ナイト云フコトヲ、私ハ茲ニ
指摘イタシマシテ質問ヲ終リマス

重ニ考究ヲセラレタ上デ何故御提出ナカツ
タカト私ハ思フノデアリマス、現内閣ニ於
カセラレマシテハ、國家ノ此重要政策ニ關
スル調査審議ノ機關ト致シマシテ、内閣ニ
内閣審議會ノ設置ヲ計畫セラレテ居ラレマ
スルコトハ、誠ニ機宜ヲ得タル處置ト私ハ
考ヘルノデアリマス、而シテ此重要政策ニ
關スル將來ノ方針、又國防ト財政トノ調
和、行政機構ノ改革等ノ大問題ハ、總テ此
審議會ニ於テ慎重考究ヲ遂ゲテ善處スル御
考デアルコトヲ貴族院、衆議院、兩院ノ本
會議及各種ノ委員會ニ於テ、議員ノ質問ニ
對シテ政府ハ機會アル毎ニ言明シテ居ルノ
ルノデアリマス、惟フニ是ハ單ナル私ハ責
任轉嫁ノ御言葉デナクシテ、眞ニ實行ノ
意思ヲ有セラルモノト私ハ信ジテ居ルノ
デアリマス、果シテサウ云フコトデアルナ
ラバ、此稅制ノ整理改廢、新稅ノ創設ナド
ト云フ如キ重要案件ハ、必ズヤ此審議機關
ニ諸サテ、其慎重審議ヲ俟ツテ決定スペキガ
當然デアルト考ヘルノデアリマス、蓋シ此
新稅ノ制度ハ國家財政上ニ重大關係ヲ有ス
ルコトハ勿論デアリマスノミナラズ、國民
負擔ノ公正均衡、竝ニ產業ノ盛衰隆替ニモ、
密接不離ノ關係ヲ有スルノデアリマス、
内閣審議會ハ正ニ斯カル重大國策ヲ審議ス
ル爲ノ私ハ機關デアルト思フノデアリマ
ス、斯ノ如キ重要問題ヲ此審議會ニ付議セ
ズシテ、審議機關ノ必要何處ニアルカト云
云フヤウナ御考ト思フノデアリマスガ、併
ナガラ此臨時利得稅ノ金額ハ十年度ニ於キ
マシテモ三千三十餘萬圓、平年度ニ於テ四
千百萬圓デアリマス、之ヲ一箇年延期シタ

ト假定イタシマシテモ、三千萬圓位ノ減收ニ過ギ又ノデアリマス、歲計全額二十二億ノ數字ニ對シマシテハ、甚ダ僅ノ金額デアル、是ダケノ增收デ國家財政ノ基礎ガ鞏固ヲ加ヘル譯デモナイト思フノデアリマス、政府ニ於カレマシテ先ヅ内閣審議會ニ付議セラレナカツタ、極メテ早急ノ中ニ之ヲ制定セラレマシタ理由、竝ニ私ハ此十年度一年延期スルト云フヤウナ御意恩ノナイモノカ、第一點ニ伺ヒタイト思フノデアリマス、第二點ハ、確固タル財政計畫ヲ樹立セシテ、唯一部分ノ増稅ハ甚ダ不合理ト思フノデアリマス、政府ハ何故財政整理、稅制整理ト共ニ增稅ヲ行ハレナカツタノデアルカ、御所見ヲ承リタイト思ヒマス、赤字公債ヲ漸減シテ財政ノ基礎ヲ鞏固ニスルコトハ、刻下最モ急務トスル所デアリマス、之ガ爲ニ擔稅力アル方面ニ増稅ヲ圖ルコトモ亦已ムヲ得ナイト思フノデアリマスルガ、併ナガラ財政ノ基礎ノ鞏固ヲ圖ルニハ、先づ歳入歳出ノ各方面ニ亘リマシテ、之ガ整理ヲ行フコトガ必要デアルノデアリマス、歳出ノ各要素ニ付キマシテモ整理スベキモノハ整理シ、又合理化スベキモノハ合理化シテ、歳入ノ方面ニ於テモ同様ノ整理ト合理化ガ最モ必要デアルト思フノデアリマス、殊ニ稅制ニハソレノ體系ガアリマシテ、複雜ナル負擔ノ關聯ガ存スルノデアリマスルカラ、全般ノ整理改廢ヲ考慮セズシテ、單ニ一稅種ノ變更又ハ創設ヲ行フトアリマス、財政基礎ノ鞏固ヲ圖ル爲ニハ、

増税力アル部分ニ増税スルト云フコトハ又已ムヲ得ナイト致シマシテモ、是ハ歳出歳入各方面ノ整理計畫ヲ立テラレマシテ、且ツ一般稅制ノ整理ヲ圖ラレ、尙且ツ歳入不足ノ場合ニ於テ初メテ増税計畫ヲ立テルベキモノデアルト信ズルノデアリマス、然ラズシテ單ニ一ノ新稅ヲ設ケルコトハ、負擔ノ均衡ノ關係ヲ害シ不公平ヲ來スノ半面ニ於テ、眞ニ財政ヲ鞏固ナラシムルコトモ出来ヌト云フ缺點ヲ伴フノデアリマス、政府ハ少シモ斯カル財政整理、稅制整理ノ根本計畫ニ觸レズシテ、匆卒ノ間に於テ此新稅ヲ制定セラレムトスルコトハ、果シテドウ云フ理由ニ基カレルモノデアルカ、殊ニ現政府ノ十大政綱ノ中ニモ、歲計收支ノ均衡回復ニ努メ以テ財政ノ基礎確立ノ爲最善ノ處置ヲ執ラムトスト、斯ノ如ク天下ニ聲明サレテ居ルノデアリマス、此新稅ノミニ依ヅテ之ヲ實現シ得タモノトモ私ハ思ハレナイノデアリマス、此點ニ對シテ大藏大臣ノ御所見ヲ伺ヒタトイ思フノデアリマス、第三ハ、高利公債ノ低利借換ハ、増稅計畫ヨリ遙ニ合理的ト考ヘルノデアリマス、政府ハ之ヲ斷行セラレル御意思ハナイノデアリマスルカ御伺シタイノデアリマス、低金利政策ノ決定セル現今ニ於キマシテ、政府ハ現存セル所ノ五分利公債ヲ低利借換ヲモ爲サレズ、如何ナル理由ニ依ルモノデアリマスカ、高橋大藏大臣ノ低金利政策ハ、御承知ノ通り先づ第一ニ庶民ノ貯蓄ニ對スル利子ノ引下ゲニ始マリマシテ、郵便貯金ノ利子四分二厘ヲ一躍三分ニ引下ゲダアルノデアリマス、内債ニ於テハ五分利

公債モ亦相當ノ額ニ上ボッテ居ルノデアリ
マス、外貨債ハ、金輸出禁止ノ場合デアリ
マスルカラ、之ヲ償還スルトカ、或ハ又借
換ヘルト云フコトハ、或ハ至難ト思フノデア
リマスルガ、内債ノ五分利ニ至リマシテ
ハ、其借換ハ自由デアッテ、殊ニ期限ノ到来
セルモノガアルト聞及ビマス、國債ノ利子
ガ市中ノ金利ヨリ高率ニ廻ルト云フヤウナ
コトハ、一等國ノ決シテ名譽デハナイト私
ハ思フノデアリマス、又合理的財政政策デ
モアリ得ナイト思ヒマス、我ニノ聞ク所ニ
ガ依リマスルト、五分利公債ヲ假リニ四分利
ニ借換ヘタクトスレバ、約四千萬圓バカリノ
利拂ガ減少スルノデアリマス、即チ國庫負
擔ノ輕減トナルノデアリマス、現ニ地方債ニ
於キマシテハ、四分ノ借換ガ盛ニ行ハレ
テ居リ、又私設會社ノ社債等ハ、四分ニ厘
乃至四分五厘ニ借換ヘ、又新規發行スルモ
ノモ、此位ノ利息デ行ハレテ居ルノデアリ
マス、然ルニ國債ニ於キマシテハ、何時迄
モ此五分利ト云フモノヲ其儘ニ据置クト云
フコトハ、大イニ考慮ヲ要スルモノデナイ
カト思フノデアリマス、產業開發ニ障碍ヲ
及ボスト云フヤウナ、議論ノ餘地ノアル此
アルト私ハ信ズルノデアリマス、政府ハ低
新稅ヲ創設シテ、三四千萬圓ノ增收フ圖ル
利公債ト借換ノ御意思ハナイモノデアリマ
コトヲ爲サレナガラ、五分利公債ノ低利借
換ヲ何故ナサレヌノデアルカ、大ナル矛盾デ
アルト私ハ信ズルノデアリマス、政府ハ低
新稅ヲ創設シテ、三四千萬圓ノ增收フ圖ル
スルカ、御尋ヲ致シマス、第四ハ、政府ハ
本法案ノ衆議院ノ修正ニ對シマシテ、前刻
高橋大藏大臣ハ不同意ノ意思ヲ言明セラレ
テ居ルノデアリマスルガ、是ハ全部御反對
デアリマスノデアリマスルカ、或ハ稅ノ國
庫ニ對スル收入ノ金額ニ於テ大ナル差違ヲ
生ジマセヌ限り、所謂豫算上ノ關係モアリ
マスルノデ、之ガ假リニ二千萬ニナルトカ、
或ハ一千五百萬圓ニナルトカ云フコトニナ
リマスレバ、非常ナ影響ヲ及ボスモノニア
リマスルガ、其金額ニ於テ多大ナル相違サ

ヘナケレバ、多少ノ修正ダケハ置イテモ宜
イト云フ御考デアルノデアリマスカ、御尙
ヲスルノデアリマス、私ハ衆議院ノ修正案
ガ妥當デアルカ、或ハ政府ノ原案ガ正シ
モノデアルカト云フコトハ、能ク是カラ揖
重ニ検討シタ上デナイト言明スルコトハ出
來ヌノデアリマスガ、我ミト致シマシテハ
産業ノ恢復ガ漸ク其緒ニ就イテ居リマスル
ノニ、一部ノ論者デハ矢張リ此産業ニ重壓
ヲ加ヘルト云フヤウナ經濟學者モアルノデ
アリマスカラ、又財界ニモ矢張リ此稅ガ「シ
ヨック」ヲ與ヘルト云フヤウナコトモ唱ハテ
居ル論者モアリマスルカラ、此案ニ付テハアリ
餘程慎重ニ研究センナリマセヌガ、衆議院
ノ修正ノ中ニモ我ミトシテハ妥當ト思フヤ
ウナ點モナキニシモアラズト思フノデアリ
マス、政府ハ此點ニ付テ徹頭徹尾御不贅成デ
モナインデアリマスカ、御不贅得レハ誠ニ仕合
ト思フノデアリマス、是ハ或ハ前ノ議員ノ質問
間ノ中ニモアシタノデアリマスルガ、私トハ少
シク所見ヲ異ニシテ居リマスノデ、第五
點ハ重複ノ所モアリマスガ、類篇ニモウ一
點御質問ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、
ニ此臨時利得稅ノ創設ハ、其時機ヲ得タモノノ
デアルカナイカト云フコトガ、大イニ議論
ノ存シテ居ル所デアリマスガ、是ハ要スル
トト、モウ一つハ個人ト法人トノ稅率ガ同
一デアルト云フコトガ餘程問題ニナッテ居
タルノデアリマス、最近此經濟財政ノ膨張及
ビ此圓爲替低落ノ爲ニ、久シク不況裡ニ沈
淪シテ居リマシタ所ノ我國ノ産業界ガ、漸
ク恢復ノ曙光ヲ認メマシテ、就中此重工業
及化學工業ナドハ、此兩三年著シク活況
ヲ呈シテ居ツタコトハ明白ナル事實デアリ
マス、併ナガラ恢復ハ未ダ全般ニ及ボシテ
脱シテ居ラスト申シテモ過言デナイト思フ

ノデアリマス、唯經濟界ノ一部ニ政府ノ政
策ニ惠マレマシテ、幾ラカナル利益ヲ收
メ、又ハ爲替低落ノ爲ニ其餘光ヲ被リテ居
ル者モアルノデアリマス、是等ニ課税スル
コトハ社會公正ノ見地ヨリ當然ト論ズル者
ガアルノデアリマスガ、理論ハ其通リデア
リマス、其課税ノ方法ニ付テハ十分ナル検
討、吟味ガ必要デアルト思フノデアリマス、
臨時利得税ガ宜イカ、或ハ又他ノ課税ヲ
シタガ宜イカト云フコトハ、理論上、實際
上、慎重ナル考究ヲ要スル必要ガアルト思
フノデアリマス、高橋大藏大臣ハ前刻モ申
サレタ通り、一般増稅ハ其時機デナイト云
フコトモ屢々明言セラレタノデアリマスルガ、
私ハ其通リデアリマス、併シ折角此芽生エ
テ參リマシタ所ノ産業ヲ、此重壓ノ爲ニ幹
ヲ枯死サセル憂ガナイカト云フコトヲ、財
界ノ方デ心配シテ居ル人ガ多イノデアリマ
ス、私モ其事ヲ憂慮シテ居ル一人デアリマ
ス、併シ是ト比較イタシマシテ此稅ハ時局前
ニ於テ……所謂此非常時以前ニ於テ相當多
額ノ利益ヲ擧ゲテ居ルモノニ付テハ、多少ノ
犠牲ヲ拂ハスト云フコトモ社會正義ノ觀念
カラ見マスルト、至當デアルト云フ議論モ
アルノデアリマス、特別課稅ヲスルト云フ
コトモ是モ大イニ考ヘテ見ヌケレバナラヌ
ト思フノデアリマスルガ、唯此今回ノ利得
稅ハ其事ハ少シモナイノデアリマシテ、前
ニ三割モ四割モ配當シテ居ルモノデアレ
バ……、昭和五年六年ニ於テ……今ハ矢張
リ三割五割配當シテモ課稅ヲ受ケナイト云
フ點ニ付テ非常ニ議論ガアルノデアリマス、
アリマス、殊ニ此個人……個人デ營業シテ
私ハサウ云フ點カラ見マシテ、矢張リ此超
過所得ト云フヤウナモノヲ御改正ニナルト
云フコトモ一ツノ方法デナイカト思フノデ
アリマス、殊ニ此個人……個人デ營業シテ
居リマスモノハ豫算課稅デアリマス、法人
ハ業績課稅デアリマシテ、茲ニ多少ノ喰達
ガアルノデアリマス、カルガ故ニ營業収益
稅法ニ致シマシテモ、所得稅法ニ致シマシ

テモ、個人ト法人トニ課稅ノ等差ガアルノ
デアリマス、然ルニ今回ハ個人モ法人モ矢
張リ百分ノ十ト云フコトガ非常ニ負擔ノ公
正均衡ヲ缺クト云フ議論ガアルノデアリマ
ス、此點ニ付テ政府ハソレデモ公平デアル
ト云フコトヲ御考ニナツテ居リマスノデア
リマスカ、此五點ニ付テ大藏大臣ノ御答辯
ヲ煩シタイト思ヒマス

○國務大臣(高橋是清君) 森サンノ御尋ニ
付テ御答ラシマスガ、矢張リ今日増稅ノ時
機ニ非ズト云フ此稅制整理ト云フ根本問題ニ
付テ立論サレルヤウニ私ニ受取レルノデ、從
先刻モ橋本君ノ御質疑ニ對シテ御答ラ致シ
タル通り、此臨時利得稅ハ一般租稅制度ノ
根本ニハ觸レテ居ラナイノデアリマス、從
來私方唱ヘマシタ所ノ此稅制整理ト云フコ
トハ、一般ノ廣汎ニ亘ル租稅ノ制度ヲ改メ
ルト云フ趣意ヲ以テ唱ヘテ居タクノデ、一般
的ノ稅制整理、即チ擴稅ノ考ヲ以テ稅制ヲ整
理スルト云フコトハ未ダ其時機ニ非ズト唱ヘ
来ツタノデアリマシテ、此稅制制度ノ根本ニ
觸レナシ臨時利得稅マデモ、其當時ハ考ヘ
テ居リマセヌデシタガ、斯ウ云フ性質ノモ
ノマデイカヌト、總テ稅ニ觸レルコトハイカ
ヌト云フ意味デ言フタ譯デハ決シテナイノ
デ、先ヅ私方其時機ニ非ズト云フコトヲ
ノ時機ニ非ズト唱ヘタ時勢ニ如何ナル議論
ガ……意見方世ノ中ニ行ハレテ居リマシタ
カ

(副議長伯爵松平頼壽君議長席ニ著ク)
之ヲ追想セラレルナラバ、尙ホ一層此臨時
利得稅ノ制定ニ付テ、其謂ハレ所以アリト
云フコトガ御了解ニナルグラウト恩フ、私ガ
何故ニ増稅未ダ其時機ニ非ズト云フコトヲ
嘗テ採用シタヤウニ、歐洲大戰爭ノ始マル
ニ當ラテ採用シタヤウニ、先ヅ増稅ヲ以テ歲
字公債ヲ出スト云フコトハ宜シクナイ、我
國ノ財政ヲ破綻ニ導クモノデアル、英國ガコトヲ

入ノ不足ヲ補フヤウニスルガ宜イト云フ議論ガナカノ、強カツタノデアリマス、而モ其議論ノ波及スル所ハ遂ニ資本家ヲ譏り、延イテハ資本迄モ憎ムヤウニナッテ來テ居ル有様デアッタノデアリマス、アノ議論ト云フモノガ國民ノ思想ノ上ニ如何ニ影響ヲ及ボシツワツカト云フコトハ、諸君アリマス、從テ此資本階級ヲ憎ミ、資本ニノ當時ノ時勢ヲ顧ミラレタナラバ御合點ノ行ク所モアルダラウト思フ、今日ハソレト反シテ増稅論ト云ラモノハ殆ド消エタノデアリマス、喜ンデ居ル、故ニ私ノ唱ヘタ增稅未ダ其時機ニ非ズト言ヅタ時ハ、其趣旨ハ全ク此今日ノ臨時利得稅迄モ其申ニ舍メテ、臨時ノモトハ、餘程私ハ薄ライデ來タト思ツテ私ハ喜ンデ居ル、故ニ私ノ唱ヘタ增稅未ダ其時機ニ非ズト言ヅタ時ハ、其趣旨ハ全ク此今日ノ臨時利得稅迄モ其申ニ舍メテ、臨時ノモト雖モ決シテ増稅ハナラヌト云フ意味デ言フタ譯デナイト云フコトハ御承知願ヒタクイ、ソレガラ此公債ノ借換ヲ何故シナイカ、低金利ノ政策ヲ執チ、サウシテ今日ハ先ヅ不景氣ガ或方面ニ於テハ立直テ來タ、低金利ヲ唱ヘテ今日ノ情況ニナッテ來タノダカラシテ、一ツ公債ノ借換ヲ斷行シタナラバ、ドウシテ是ガ譯ナイト云フコトニナルカ、大AIニ其財源ニナルヂヤナイカト云フ御考デアル、即チ五分利公債ヲ四分利ニ借換ヘルノハ譯ナイト云フ御話デアリマス、私ハ實際ニ付テ考ヘルト云フト、是ハ容易ナコトデナインデアリマス、併ナガラ期限ノ到来シタモノハ低利公債ニ借換ヘルト云フコトハ、是ハ屢々、私ヘ聲明シテ居ル所デアリマス、償還期限ノ來タモノハサウスル、未ダ償還期限ノ來ナイモノノ五分利公債ヲ一時ニ四分利ニ借換ヘルト云フノハ、ドウ云フ手段ヲ以テスルノデアルカ、國民ニ向ツテ否シテスルコトガ、今日我國ノ政治的、經濟的ニ付テ、果シテソレガ良イモノデアルカナイ

ト云フコトハ能ク言ヒマス、歐米ニ於テモ
借換ト云フコトハ度ミアルケレドモ、償還
期限ノ來ナイモノヲ借換ヘル、低利ノ借換
ヘルト云フコトハ、度ミ行ハレルコトデア
リマス、併ナガラソレヲ行フニ付テハ如何
ナル用意ヲ彼等ガシテ居ルカ、決シテ政府
ノ力ヲ以テ、國民ノ公債所有者ノ承諾シナ
イモノニマデ、強ヒテ低利ノ公債ヲ借換ヘ
ルト云フコトハ、決シテシナインデアリマ
ス、又サウ云フコトハ出來ヤウ筈ガナイ、
五分利公債ヲ持ツテ居ルモノガ、償還据置期
限ノ過ギタルモノハ、是ハ政府ハ何時デモ
現金償還ガ出來ルト云フコトニナシテ居ル、
故ニ之ヲ現金デ償還スル代リニ公債ヲ、低
利ナ公債ヲ發行スルカ、五分利ヲ低利ニ借
換ヘルカト云フコトハ、本人自身ノ希望デ、所
有主ノ希望ニ依ツテ申出ヅルナラバ、ソレハ
借換ヘテ幾ラカ、百「ボンド」ナラ百「ボンド」
ニ付テ「ボンド」ノ增收ヲ與ヘテヤルト云フ
ヤウナ條件ノ下ニ行フノデアル、併ナガラ四
分利ハイヤダカラ、現金デ欲シイト云フモノ
ニ現金デ返シテヤル、ソレダケノ現金償還ニ
用意ガナケレバ、償還期日到来前ノモノヲ借
換ヘルト云フコトハ出來ナイ仕業デアル
今日直面シテ居ル財政ニ於テ、赤字公債ガ
據ロナク出ル、其モノデスマ國民ハ心配シ
テ居ルノデアル、五分利公債三十何億ト云フ
モノヲ償還スル爲ニハ、ソレダケノ現金ヲ
用意スルノニ何ヲ以テ用意ガ出來ルカ、矢
張リ公債ヲ發行シテ、現金ヲ募ルヨリ外ニ
途ハナイノデアル、サウ云フ餘裕ガ今日ハ
無ノイノデアル、併シ御断リシテ置クガ、償
還期限ノ到来スルモノハ、既ニサウ云フ風
ニ低利ノ公債ニ借換ヘルト云フ形ニ於テナ
テ居ルノデス、ソレハ行ツテ居ル、ソレカラ
衆議院ノ修正ニハ絶対不同意デアルノカ、
或ハ金額ニ於テ豫算ニ計上シタルモノニ過
不足ノナイ、即チ減收ノナイヤウナコトニ
ナレバ、政府ハソレヲ、其修正ニハ同意フ

ルカシニアカト云フヤウナ御尋デアリマス、是ハ衆議院ノ豫算委員會ニ於テモ私ハ言フテ居ル、豫算ニ計上シテアル收入ノ減ルナウナコトガアツヘ、決シテ是ハ同意ハ出來ト云フ程度ノモノデアルナラバ考慮スル、ナイ、唯金額ガ不足ガナイト云フバカリデ、後ハドウデモ宜イト云フ意味デハナイ、徵稅ノ方法又其技術上ノ方面ニ於テ差支ナイト云フ程度ノモノデアルナラバ考慮スル、斯ウ云フ次第アリマス、故ニ今日ト雖モ本案ノ修正ニシテ、歲入豫算ニ積ツテアル歲入ノ、收入ノ金額ニ不足ヲ生ゼズ、又徵稅ノ方法、法理上カラ言ツテモ、技術上カラ言ツテモ、寧ロ政府ノ原案ヨリハ優ルト云フモノデアルナラバ、政府ハ是ハ考慮シテ然ルベキモノト私ハ考ヘル、ソレカラ此臨時利得稅ハ今折角振興セムトスル我工業、生産業ニ重壓ヲ加ヘルモノデアル、或ハ一般ノ所得稅ナドニ加ヘテ取ツク方ガ宜クハナイカト云フ風ナ、取方ニ付テノ御考モアラレルヤウデアリマスル、此臨時利得稅ニ於テ比例稅ヲ用キマシタノハ、是ハ他ノ所得稅ニ合シテ之ヲ増稅ヲ行フナント云フヨトハ到底今日ハ考ヘラレヌノデアリマシテ、比例稅ヲ用キタ譯デアリマス、又產業上ニ重壓ヲ加ヘルト云フ程ノ課稅デハナイト政府ハ信ジテ居リマス、内容ヲ能ク御檢討ナシタルマシタナラバ、其產業ノ發達ニ成ルベク阻害ノナイヤウニ注意ハ十分ニ加ヘテ、裕リヲ取フテアル積リデアリマス、ドウカ其邊ヲ然ベル御検討頼ヒマス、尙ホ詳細ハイ點モアルノデアリマスルガ、是ハ他ノ機會ニ御尋ラスルコトニ致シマシテ、今日マス、マダ岡田總理大臣ニ御質問ヲ申上ガ他ノ機會ニ於テ御説明ヲ致スコトト致シタトイト考ヘマス

良醫外傳

○副議長(伯爵松平義壽君) 御異議ナイト
認メマス、書記官ヲシテ特別委員ノ氏名ヲ
用意シテナニニス

○副議長(伯爵松平賴壽君)
議ニ御異議ゴザイマセヌカ 池田子爵ノ勅

○子爵植村家吉翁
賛成
タ日本銀行納付金法中改正法律案、臨時利得税法案ハ、極メテ重要ナル法律デアリマス
スルガ故ニ、其特別委員ノ數ヲ十八名トシ、其
指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出イタシマス

○副議長	伯爵松平賴壽君	日程第六、兵
役法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ 續、委員長報告、立見子爵ノ登壇ヲ望ミマス	西野 森 野村 德七君	忠方君 赤松 範一君 松平與麿君
○副議長	子爵酒井	忠正君
侯爵中御門經恭君	子爵西尾	子爵波邊
侯爵佐佐木行忠君	子爵赤松	千冬君
侯爵佐佐木行忠君	桑山	友光君
男爵深尾隆太郎君	鐵男君	鐵男君
男爵松平與麿君	通敬君	通敬君
男爵深尾隆太郎君	馬場	馬場
男爵松平與麿君	真平君	真平君
金藏君	満澤	満澤

兵役法申改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也
昭和十年三月十一日

昭和十年三月十一日
委員長

委員長　子爵立見

豐
支

貴族院議長公爵近衛文麿殿
參贊子爵立見豊丈

眞於隨筆上又備述之

○子爵立見豐丸君 委員會ノ經過並ニ結果

○二月二十日正午、委員會ハ総選舉ニ終了。テ御報告申上ゲマス、委員會ハ三月六日、

十一日ノ兩回ニ瓦リマシテ、陸軍省、海軍

省 文部省並ニ法制局ノ政府委員ニ就キ了

シテ質疑ヲ致シマシタ、本法律案改正ノ主

ナル點ハ二點アリマシテ、第一ハ青年學校

一八七

創立ニ伴フ兵役法第十二條ノ改正、第六
徴兵適齡届提出期日ヲ繰上ダヌ第二十四
條ノ修正テアリマス、其他第三十九條及第
五十一條ニ於テ改正ノ點ガアリマスルガ、
トハアリマセヌ、第一ノ徴兵適齡届ノ點
ハ、只今マデ検査ヲ受クル年ノ一月末日マ
デニ適齡届ヲ差出シマシタノヲ、前年ノ十
一月末日マデニ繰上げテ、市町村長ノ壯丁
名簿調製ノ資料タラシメヤウトスルノデア
リマシテ、之ニ付テハ大シタ質問モゴザイ
マセヌ、質問應答ニ主ニ第十一條ノ改正ニ
集リマシタ、只今其主ナルモノヲ申上ゲタ
イト思ヒマス、第一ニ青年學校トハ如何ナ
活ニ樞要ナル知識技能ヲ授ケ、以テ國民タ
ルモノナリヤト云フ質問ニ對シマシテ、青
年學校ハ男女青年ニ對シテ其心身ヲ鍛鍊
シ、徳性ヲ涵養スルト共ニ、職業及實際生
活ニ付テ申上ゲマスガ、男子本科ノ低學年
ニ於キマシテハ毎年二百十時ヲ下ラザル時
間ヲ之ニ費シマシテ、修身及公民科竝ニ普
通學科ニ約三分ノ一、職業科ニ約三分ノ
一、教練科ニ約三分ノ一ノ時間ヲ充當シマ
ス、高學年ハ一年百八十時間テアリマシ
テ、修身及公民科竝ニ教練科ニ約半分、普
通學科及職業科ニ約半分ノ時間ヲ充當イタ
シマスト云フ答辯デアリマス、次ノ質問ハ
得マシテ、本法律案ノ成立ト共ニ同時ニ公
青年學校令ハ何時公布サレルカ、茲ニ其豫
算ハドウ云フ風ニナッテ居ルカト云フ質問
ニ對シマシテ、青年學校令ハ既ニ御裁可ヲ

布セラレル準備が出来テ居ルサウデアリマ
ス、豫算ニ付キマシテハ、本年度ノ豫算中
ニ青年訓練費補助及實業補習教育費補助ノ
費目ノ下ニ二百萬圓計上サレテアリマス
ガ、ソレヲ其儘青年學校へ、其目的ノ爲ニ
使用サスコトニナツテ居リマス、尙ホ其他ニ
文部省ノ臨時部ニ青年教育施設費ト云フ所
ノ項目ノ下ニモ、青年訓練費補助竝ニ實業
補習教育費補助ノ費目ガ擧ゲ居リマスシ、
尙ホ其他ニ施設改善ノ爲ニ相當ノ金額ヲ請
求セラレルト云フ御詫ガアツタヤウニ聞イ
テ居リマス、次ニ候令中ニ修得ノ程度ト云
フノガアルガ、修得ノ程度ト云フノハドウ
云フ程度カト云フ質問ニ對シマシテ、今日マ
デ青年訓練所ハ毎年二百時間、四箇年間ニ
八百時間ヲ費シテ居リマシテ、其中教練ガ四
百時間、他ノ學課ガ四百時間アリマシタノ
ヲ、今回ニ於キマシテハ青年學校ヲ卒業シ
マセヌデモ、教練三百五十時間、其他ノ時間
三百五十時間、合計七百時間ヲ修得シマス
レバ、此兵役法ノ特典ヲ受ケ得ル程度ト認
メルト云フコトニナルサウデアリマス、
ニ青年學校ヲ卒業シタ者ト、今ノ最下限ノ
學習ヲシタ者トノ間ニ、兵役年限短縮ノ上
ニ付テ何カ差別ヲ設ケル必要ハナイカト云
フ問ニ對シマシテ、サウ云フ風ニ服役年限
ニ差別ヲ設ケルコトハ、取扱上非常ニ複雜
ニナリマシテ實行ハ不可能デアルガ、歸休
詮衡ノ際ニ有力ナル資料トスルコトハ出來
ルト云フ答辯デゴザイマス、次ニ此教育ヲ
義務教育トスル考ハナキカト云フコトニ對
シマシテ、今日マデ青年訓練所、或ハ實業
補習學校ニ入り得ナイ多數ノ青年ガアリマ
ス、ソレニハソレゝ其處ニ入ツテ學習シ
得ザル事情ガアリマスルガ、ソレ等ノ事情
ヲ解消スルコトガ出來ナイ中ニ、之ヲ義務
教育トスルコトモ出來マセヌシ、又費用ノ
點ニ於テモ困難ナ點ガアリマスルノデ、目
下直ニ之ヲ義務教育トスル考ハナイガ、低

學年ノ若干年内ニモ義務教育ト云フコトニ
シタイト云フ考ヲ以チマシテ、目下政府ニ
於テ研究中デアルサウデゴザイマス、次ニ
青年學校令ハ外地ニモ適用セラレルカト云
フ質問ニ對シマシテ朝鮮、或ハ臺灣等ニ於キ
マシテハ、青年訓練所、若クハ實業補習學
校ニ入リマスル生徒ノ素質ニ格段ノ差異ガ
アリマシテ、之ヲ合併教育スルコトハ甚ダ
不便ナ點ガアリマスルノデ、外地ニ於キマ
シテハ其教育令ヲ改正シマシテ、青年訓練
所竝ニ實業補習學校ヲ其儘ニ存置スルコト
ニナルサウデアリマス、而シテ其青年訓練
所卒業生ハ兵役年限短縮ノ特典ハ受ケ得ラ
レルノデアリマス、終リニ臺灣ニ於テ今回
自治擴張ノ企ガアリマスルガ、完全ナル自
治ヲ與フル前ニ、兵役法ヲ外地ニ施行スル
考ハナイカト云フ質問ガアリマシタガ、是
ハ述記ヲ中止シマシテ懇談ヲ致シマシタガ、異議
果、政府ニハ目下其意思ガナイト云フコト
ガ分リマシタ、以上ノ外、尙ホ若干ノ質問
モゴザイマシタ、大體右ノ通りノ質問應答
ヲ終リマシテ、討論ニ入リマシタガ、異議
ナク本法律案ハ可決スペキモノナリト決定
イタシマシタ、右御報告申上ゲマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御質疑ガナケレ
バ本案ノ採決ヲ致シタイト存ジマス、本案ノ第
二讀會ヲ開クコトニ御異議ガゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第二讀會
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト

認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通り御異議ガザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト看做シマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ガザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト看做シマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第三讀會ノ決議通リテ御異議ガザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト看做シマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 日程第七、勞働者災害扶助法中改正法律案、日程第八、工場法中改正法律案、日程第九、鑛業法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ三案ヲ一括シテ議題ニ致シタイト存ジマス、御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト看做シマス、委員長島津公爵ノ登壇ヲ望ミ

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十年三月十一日

貴族院議長公爵近衛文麿殿
委員長 公爵島津 忠承

貴族院議長公爵近衛文麿殿
委員長 公爵島津 忠承
啓和十年三月十一日

貴族院議長 公爵近衛
閣總理大臣獨川啓介殿 文麿

意見書案

財國法人日本少年指導會ニ對シ國庫補助ノ件
東京市杉並區和田本町八百七十二番地
財團法人日本少年指導會會長橋本勝太郎外一名呈出

靜岡縣榛原郡下田根村長諸田守一朗
外二十九名呈出

右ノ請願ハ曩ニ林野整備ニ關スル諸般ノ準備對策ヲ完了セルニ拘ラス之力實行ヲ見サルハ甚遺憾ナルヲ以テ速ニ當初ノ方針ニ據シ其ノ實現ニ努メラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

高木藤吉外十六名呈出
秋田縣雄勝郡横堀町寺澤字本郷百十
九番地南平田好松外十六名呈出
東京市淺草區藏前三丁目十四番地六
平民澤田新三郎呈出
右ノ請願ハ戰死者、公傷病死者及戰公傷
瘍者ノ遺族ニシテ生活上窮境ニ陷レル者
アルハ國民思想兩養上甚遺憾ナルニ依リ

ル登記所ヲ下川根村地内ニ設置セラレタ
シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ
採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第
六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年五月一日
貴族院議長公爵近衛
内閣總理大臣岡田啓介殿
文慶

林道開設助成ニ關スル件

內閣總理大臣閣下啟介殿

意見書案

森林火災保險國營八件

兵衛外二十名呈出

東京赤坂區滑池町一號地空國山木會聯合會會頭男爵小畠大太郎呈出

請願ハ營利保險會社ノ兼營スル森林
保険、其ノ保険料高率ニテ然モ皆

獎勵上最必要ナル幼齡林ヲ嫌忌スルハ

林業ノ安全並金融上甚遺憾ナルニ佑リ
一森林火災保險國營ノ制度ヲ確立セラ

タシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大
采擇ハモ、義兵攻撃因モ義究

第六十五條 依リ別冊及送付候也

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

官報號外 昭和十年三月十四日

昭和十年三月十四日

貴族院議事速記錄第十六號

請辭會議

